

証券コード 7804  
2023年1月11日

株 主 各 位

大阪市西区江戸堀二丁目6番33号  
株式会社ビーアンドピー  
代表取締役社長執行役員 和田山 朋弥

## 第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点及び株主様の安全確保のために、株主総会へのご来場をお控えいただくことをご検討いただき、書面送付による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

書面送付による事前の議決権行使については、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年1月25日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年1月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号 大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム  
（末尾の会場ご案内函をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第37期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役6名選任の件  
第4号議案 監査役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎インターネットによる開示について

- ・事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、これらの事項は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事項に含まれております。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ・本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。（当社ウェブサイト <https://www.bandp.co.jp/>）

### 【新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と株主の皆様へのお願い】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本総会においては、下記の対応を実施させていただきます。本総会へのご出席をご検討されている株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本総会にご出席される株主の皆様におかれましては、開催当日の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

また、会場において、運営スタッフのマスク着用での対応、受付での検温やアルコール消毒液使用のご協力のお願いなど、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

発熱があると認められる方、体調不良と思われる方については、入場の制限などの措置を講じさせていただきます場合がございます。

### 【株主通信の送付廃止のお知らせ】

当社は、近況や今後の戦略をお知らせする「株主通信」を株主の皆様へ送付してまいりましたが、昨今のインターネットやスマートフォンの普及及び地球環境への配慮の観点から、紙面による発行は取りやめることといたしましたので、お知らせいたします。

今後、「株主通信」は下記ウェブサイトに掲載いたします。

URL (<https://www.bandp.co.jp/ir/>)



何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年11月1日から  
2022年10月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における新型コロナウイルス感染症の状況は、1月に入ってオミクロン株による感染が急増し、3月まで多くの地域でまん延防止等重点措置が実施され、その後感染は減少傾向になったものの、7月に入ってオミクロン変異株により感染者が急増しました。当社は、こうした新型コロナウイルス感染症に対して、継続的に新型コロナウイルス感染症に対する従業員の安全を確保し、柔軟な時差出勤の実施等の各種感染防止策を実行した上で、お客様からの信頼にお応えするべく、営業体制・生産体制の両方の維持継続を図ってまいりました。

感染者が増加した時期においても、大幅な行動制限は実施されなかったため、経済活動は正常化が進み、活性化してまいりました。一方、国内の経済状況の先行きは、円安の進行、資源価格の高騰、それによる電力料金の高騰やウクライナ情勢による不安定な国際情勢の影響により、いまだ不透明な状況が続いております。

こうした中、当社の主要事業であるインクジェットプリント事業において、新型コロナウイルス感染症の影響による案件の延期等が発生したものの、東京と大阪における営業体制の強化や名古屋・福岡エリアにおける新規顧客獲得活動を積極的に展開するとともに、利便性を向上させたプリント通販サービス「インクイット」を8月に開設し、WEB集客の強化を図りました。これらの結果、売上は回復傾向が続き、特に9月、10月の売上は展示会やイベント開催が復活して過去最高水準となりました。また、生産体制については、原価低減活動を継続的に行うと共に、昨年8月に首都圏エリアの生産機能を横浜ファクトリーに統合したことによる大規模生産体制の構築、及び、業務の自動化等により生産性向上に向けた取組みを進めました。また、資材価格の高騰につきましては、代替品の調達等による対応を進めております。

前事業年度から開始した2つの新規事業のうち、デジタルサイネージ事業については、大型の受注を獲得し、引き続き新商材やコンテンツを一元管理する仕組み(コンテンツ・マネジメント・システム)による映像配信システムの導入提案を積極的に展開しております。もう一方のデジタルプロモーション事業については、従来のネットショップの運営サポートに加えて

WEBプロモーションの支援を開始し、営業体制を整備して受注拡大に努めております。

以上の結果、売上高は2,915,000千円（前年同期比14.3%増加）、営業利益は376,264千円（前年同期比69.4%増加）、経常利益は377,338千円（前年同期比39.1%増加）となりました。営業利益と比較して経常利益の前年同期比増加率が低いのは、前年同期に東京本社移転に係る補償金41,250千円を営業外収益に計上したためです。特別損益について、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会において、取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給についてご承認いただいたことに伴い、役員退職慰労引当金の引当対象外である功労金23,550千円を特別損失に計上いたしました。この結果、当期純利益は240,390千円（前年同期比26.8%増加）となりました。当期純利益につきましては上記の特殊要因があったものの、売上高及び各段階利益は期初想定を上回る結果となりました。

（単位：千円）

区分	前事業年度 （自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）	当事業年度 （自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）	前年同期比（%）
販売促進用広告制作	2,043,627	2,394,655	117.2
生活資材・製品制作	505,613	520,345	102.9
合計	2,549,241	2,915,000	114.3

（注）デジタルサイネージ及びデジタルプロモーションについては金額的重要性がないため販売促進用広告制作に含めております。

なお、当社はインクジェットプリント事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の経営成績の記載はしていません。

## ② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきまして主要なものは、インクジェットプリント事業においてコストダウン・生産性・品質向上を目的としたインクジェットプリンター関連の更新等の41,660千円であり、2019年7月の増資資金及び自己資金で対応いたしました。生産能力に重要な影響を及ぼすような設備の売却・撤去はありません。

なお、当社はインクジェットプリント事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 (2019年10月期)	第 35 期 (2020年10月期)	第 36 期 (2021年10月期)	第 37 期 (当事業年度) (2022年10月期)
売 上 高(千円)	3,011,486	2,441,353	2,549,241	2,915,000
経 常 利 益(千円)	426,218	211,631	271,291	377,338
当 期 純 利 益(千円)	311,120	140,412	189,604	240,390
1株当たり当期純利益 (円)	149.36	61.05	82.44	104.74
総 資 産(千円)	3,160,344	3,025,312	3,191,643	3,517,837
純 資 産(千円)	2,588,562	2,613,975	2,752,979	2,916,845
1株当たり純資産額 (円)	1,125.46	1,136.51	1,196.95	1,271.09

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 当社は第34期から会計監査人を設置し、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき監査を受けております。

(3) 親会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、いまだ新型コロナウイルス感染症は収束に至っておらず、また、円安の進行や資源価格の高騰等により、国内の経済状況の先行きは不透明な状況が続くものと想定されますが、展示会やイベント関連の受注が力強さを戻しており、当社を取り巻く経済環境は回復基調にあります。

しかしながら、当社を取り巻く環境は、引き続き、他社との受注獲得競争が続き、それに伴う価格競争の激化などの影響を受け、経営環境は厳しさを増すものと考えます。こうした課題に向けて、当社は従来のインクジェットプリント事業を軸としつつ、着実な成長を図る戦略として、①シェア拡大、②機能拡大、③領域拡大の3つを実行してまいります。

シェア拡大については、本年11月に京都営業所を開設いたしました。これは、2019年4月設立の福岡営業所、2019年10月設立の名古屋営業所の両営業所が順調に売上を伸ばしている中、更なる販売エリアの拡大を目的としています。京都において地域に密着した営業・サポート体制を構築し、確実に迅速な対応・サービスを提供すると共に、アフターコロナにおけるインバウンド需要の増加や、2025年の大阪・関西万博に向けて関西エリアの営業の強化を図ります。また、名古屋、福岡の両拠点では、営業人員を増強して体制の強化を行います。さらに、主要な事業拠点である大阪、東京、横浜の各エリアでは、営業部門において情報や知識の共有・連携を強化することにより人材育成効果の最大化を図ると同時に、顧客満足度の向上に努めてまいります。

機能拡大については、当社が主として扱っている多品種少量生産型のインクジェットプリントに加えて、オフセット印刷やシルクスクリーン印刷、オンデマンド印刷等の少品種多量生産型の案件に対応する社内制作体制や外注先との協業体制を構築することにより、幅広く受注を確保してまいります。デジタルサイネージ事業については、ハード機器の拡販に加えて、映像を配信できるCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）の導入提案を積極的に進め、売上拡大を目指します。

領域拡大については、国内一般印刷市場の規模縮小が予想される中、成長市場とされるキャラクタービジネス市場において、インクジェットプリント事業で培ってきた印刷ノウハウや保有設備を活用し、オーダーグッズ制作に参入します。印刷業界全体の市場は著しく変化しており、業績を伸ばすためには自社の経営資源を活かせる新事業にチャレンジし、これから伸びる成長市場の開拓が重要なカギとなると考えております。Tシャツや雑貨等の販売促進用グッズの製造受託に加え、キャラクターグッズを扱う法人やコンテンツホルダーとも連携してまいります。

生産体制については、引き続き高収益体質の生産体制を構築するべく、生産性向上に繋がる設備投資の実行、生産知識の共有や検品の強化による品質管理の向上、材料費高騰への対応として

代替品への切り替えや新素材の発掘を進めます。

上記の戦略を実行するため、事業区分の再編を行います。従来の①インクジェットプリント事業、②デジタルサイネージ事業、③デジタルプロモーション事業の3区分を、①セールスプロモーション事業、②ウェブプロモーション事業の2区分に再編します。

セールスプロモーション事業では販売促進用広告を取り扱い、インクジェットプリント等の販促広告商品やオーダーグッズ、デジタルサイネージの販売を行い、リアルとデジタルの二つの領域で顧客の販促・マーケティング活動をサポートし、プロモーションのワンストップサービスを実現いたします。

ウェブプロモーション事業では、自社ECサイトの運営とデジタルプロモーション事業を統合し、デジタルプロモーション事業で培ったネットショップの運営サポートを自社ECサイトの運営に活かします。また、2022年8月に開設したサインディスプレイ専門サイト「インクイット」に加え、オーダーグッズ専門の通販サイトの開設を目指します。

また、今後の当社のさらなる成長および企業価値の向上を実現させるには、M&A戦略が非常に重要と考えており、引き続きM&Aに関する各種調査を積極的に行い、具体的に計画を進めてまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2022年10月31日現在)

事業区分	事業内容
インクジェットプリント事業	S Pツール・POPパネル、大判ポスター大量大判印刷、屋外看板用塩ビシート、屋外懸垂幕ビルボード、リボード什器・展示台、昇華転写、インテリア、3Dプリント

当社はインクジェットプリント事業を主要な事業としておりますが、加えて、前事業年度より、販売促進用広告分野及びインテリア内装分野におけるデジタル技術に対応したデジタルサイネージ事業、及び、ECサイトの運営サポートやWEBプロモーションの支援を行うデジタルプロモーション事業を開始しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年10月31日現在)

名 称	所 在 地
大 阪 本 店	大阪市西区江戸堀2-6-33 江戸堀フコク生命ビル3F
東 京 本 社	東京都中央区八丁堀2-9-1 RBM東八重洲ビル1F
横 浜 フ ァ ク ト リ ー	横浜市神奈川区守屋町3-9 4号棟
名 古 屋 営 業 所	名古屋市中村区名駅5-21-8 船入ビル1F
福 岡 営 業 所	福岡市博多区博多駅前4-20-23 セントラルビル215

なお、2022年11月に京都市下京区に京都営業所を開設しております。

(7) 従業員の状況 (2022年10月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
179名 (5名)	6名増 (-)	36.7歳	8.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。  
2. 当社はインクジェットプリント事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年10月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年10月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 2,294,761株 (自己株式5,239株を除く)  
 (3) 株主数 1,366名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
英 知 興 産 株 式 会 社	1,270千株	55.34%
吉 岡 裕 之	113	4.92
池 谷 誠 一	70	3.07
松 井 秀 紀	68	2.96
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	50	2.17
富 安 理 之	49	2.13
松 井 証 券 株 式 会 社	45	1.97
株 式 会 社 S B I ネ オ ト レ ー ド 証 券	45	1.96
永 井 詳 二	38	1.65
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH,LUXEMBOURG BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS : C L I E N T O M N I O M 2 5	36	1.59

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2022年2月14日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年3月11日付で取締役（社外取締役を除く。）4名に対して自己株式4,800株の処分を行っております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年10月31日現在)

		第 1 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2018年9月27日	
新 株 予 約 権 の 数		70,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	70,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	1,080円 (1株当たり1,080円)
権 利 行 使 期 間		2021年10月21日から 2028年9月20日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	6,000個
		目的となる株式数	6,000株
		保有者数	2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数	900個
		目的となる株式数	900株
		保有者数	1名
	監 査 役	—	

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

2. 株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり払込金額（以下「行使価額」という）1,080円に新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況**  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年10月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長執行役員	和田山 英一	経営全般 株式会社ソフツー 社外取締役
代表取締役社長執行役員	和田山 朋弥	経営全般
取締役専務執行役員	小林 恒文	事業部門統括
取締役常務執行役員	清水 明	管理部門統括
取締役	西端 雄二	
取締役	伊藤 寛治	
常勤監査役	峯 垣 真介	
監査役	野村 祥子 (戸籍名：鈴木 祥子)	弁護士 堂島法律事務所 パートナー弁護士 株式会社島精機製作所 社外取締役 (監査等委員) 株式会社神戸物産 社外取締役 (監査等委員) シノプフーズ株式会社 社外監査役
監査役	鳥山 昌久	公認会計士・税理士 公認会計士・税理士 鳥山事務所 所長 株式会社ブレイク・フィールド社 社外監査役 株式会社アクティブアンドカンパニー 社外監査役

- (注) 1. 取締役西端雄二及び伊藤寛治の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野村祥子及び鳥山昌久の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役西端雄二及び伊藤寛治の両氏は、経営者としての豊富な経験を有しております。監査役野村祥子氏は弁護士として法務に関する相当程度の知見を、また、監査役鳥山昌久氏は公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役西端雄二及び伊藤寛治の両氏、監査役野村祥子及び鳥山昌久の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の額については株主総会で決議された報酬限度額や個々の職責と実績に基づき決定しており、2021年12月20日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

(2021年12月20日開催の当社取締役会において定めた取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針)

・役員報酬の基本方針

当社は、取締役の報酬制度をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、下記の報酬方針に基づき設定・運用するものとする。

- (1) 当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものであること
- (2) 株主利益と連動したものであること
- (3) 報酬の決定プロセスが客観性、透明性の高いものであること
- (4) 各取締役の役割や職責に加えて、世間水準及び当社の業績・財務状況に見合ったものであり、かつ、従業員給与とのバランスに配慮したものであること

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（業績報酬）及び非金銭報酬（株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役並びに監査役については基本報酬のみとする。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、世間水準及び当社の財務状況を総合的に勘案して決定するものとする。

・業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針  
業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を業績報酬として、株主総会後の会社が定めた日に支給する。目標となる業績指標とその値は適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえて設定・見直しを行うものとする。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式を用いた株式報酬とする。

・基本報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、同業他社をはじめ世間の状況を参考にしながら、報酬諮問委員会において審議を行う。取締役会は、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、インセンティブが適切に機能する報酬割合を決定することとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

定時株主総会終了後の報酬諮問委員会にて、個人別の基本報酬の額、業績報酬の額、株式報酬の交付株式数について審議を行い、当該委員会の答申を受けた取締役会にて承認して決定する。

当事業年度の各取締役の報酬については、上記の方針に沿って代表取締役社長執行役員和田山朋弥が原案を作成し、報酬諮問委員会の審議と答申を経たうえで、取締役会で承認して決定しております。各監査役の固定報酬については監査役の協議により決定しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会で決議された方針と整合しており、かつ、報酬諮問委員会で十分に審議されていることから、取締役会としては当社の方針に沿うものと判断して承認しております。

## 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役 (うち社外取締役)	6 (2)	96,075 (4,800)	88,950 (4,800)	3,525 (-)	3,600 (-)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	7,980 (3,600)	7,980 (3,600)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外役員)	9 (4)	104,055 (8,400)	96,930 (8,400)	3,525 (-)	3,600 (-)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2016年8月29日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（定款で定める取締役の員数は10名以内。当該臨時株主総会終結時点は4名。当事業年度末現在は6名）と決議いただいております。また、それとは別枠で、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を、年額20,000千円以内（当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）は4名。当事業年度末現在も4名）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は2016年8月29日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内（定款で定める監査役の員数は5名以内。当該臨時株主総会終結時点は3名。当事業年度末現在も3名）と決議いただいております。
3. 業績連動報酬に関する指標は営業利益であり、その実績は損益計算書に記載のとおりであります。当該指標を評価指標として選択した理由は、当期の業務執行の成果を客観的に示す最も適切な指標であるからであります。当事業年度の役員賞与引当金考慮前の営業利益の実績額が目標値の一定割合を超えたため、達成度合いに応じてあらかじめ決定した金額を業績連動報酬として支給予定であり、当該金額を役員賞与引当金として計上しております。
4. 非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式報酬であり、各事業年度において30,000株を上限に割り当てし、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任するまでの間、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないこととしております。当事業年度における交付状況は、「2. 株式の状況 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
5. 上記の他、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会において、取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給についてご承認いただいたことに伴い、役員退職慰労引当金の引当対象外である功労金23,550千円を特別損失に計上しております。なお、当事業年度末における打切り支給予定額は取締役（社外取締役を除く）4名 144,250千円、監査役（社外監査役を除く）1名 1,200千円であります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役野村祥子氏は、堂島法律事務所のパートナー弁護士、株式会社神戸物産の社外取締役（監査等委員）、株式会社島精機製作所の社外取締役（監査等委員）及びシノブフーズ株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役鳥山昌久氏は、公認会計士・税理士鳥山事務所の所長、株式会社ブレイク・フィールド社及び株式会社アクティブアンドカンパニーの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 西 端 雄 二	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、他社での経営経験に基づく助言等を期待したところ、企業経営者としての専門的見地から適宜発言を行っており、経営の監督機能を果たしております。
取締役 伊 藤 寛 治	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、他社での経営経験に基づく助言等を期待したところ、企業経営者としての専門的見地から適宜発言を行っており、経営の監督機能を果たしております。
監査役 野 村 祥 子	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会13回の全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役 鳥 山 昌 久	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会13回の全てに出席し、必要に応じ、公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC京都監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策は、株主の皆様に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置づけしており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当性向30%を目安として安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としておりますが、将来的な中間配当の実施に備え、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

第37期の期末配当につきましては、1株当たり34円の配当を予定しております。今後につきましても安定した配当を旨とし、内部留保の確保に留意してまいりたいと考えております。内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えと設備投資等の資金として充当することとしております。

# 貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,245,503</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>447,714</b>
現金及び預金	2,499,934	買掛金	192,164
受取手形	44,590	未払金	19,305
電子記録債権	53,076	未払費用	33,591
売掛金	609,271	未払法人税等	106,497
仕掛品	6,548	未払消費税等	45,212
原材料	8,054	預り金	7,844
貯蔵品	70	賞与引当金	37,516
前払費用	23,285	役員賞与引当金	3,525
その他	672	リース債務	490
<b>固 定 資 産</b>	<b>272,334</b>	その他	1,567
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>(88,571)</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>153,278</b>
建物	50,232	長期未払金	145,450
機械及び装置	460,553	資産除去債務	7,828
工具、器具及び備品	15,424	<b>負 債 合 計</b>	<b>600,992</b>
リース資産	8,102	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	3,584	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,916,845</b>
減価償却累計額	△449,325	資 本 金	<b>286,000</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>(33,145)</b>	資 本 剰 余 金	<b>276,009</b>
ソフトウェア	8,514	資本準備金	276,000
のれん	19,513	その他資本剰余金	9
顧客関連資産	5,117	自己株式処分差益	9
<b>投資その他の資産</b>	<b>(150,617)</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,360,069</b>
出資金	60	利益準備金	2,500
敷金	81,239	その他利益剰余金	2,357,569
破産更生債権等	3,625	別途積立金	840,000
長期前払費用	1,206	繰越利益剰余金	1,517,569
繰延税金資産	68,111	<b>自 己 株 式</b>	<b>△5,233</b>
貸倒引当金	△3,625	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,916,845</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,517,837</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>3,517,837</b>

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年11月1日から  
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,915,000
売 上 原 価	1,720,407
売 上 総 利 益	1,194,593
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	818,329
営 業 利 益	376,264
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	0
受 取 補 償 金	490
補 助 金 収 入	500
物 品 受 贈 益	50
雑 収 入	148
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	54
支 払 手 数 料	60
経 常 利 益	377,338
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	219
役 員 退 職 慰 労 金	23,550
税 引 前 当 期 純 利 益	353,568
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	131,334
法 人 税 等 調 整 額	△18,156
当 期 純 利 益	240,390

(注) 記載金額は千円未満を切捨して表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年12月19日

株式会社ビーアンドピー  
取締役会 御中

PwC京都監査法人  
京都事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	中 村	源
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	浦 上	卓 也

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーアンドピーの2021年11月1日から2022年10月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月21日

株式会社ビーアンドピー監査役会

常勤監査役 峯 垣 真 介 ㊟

社外監査役 野 村 祥 子 ㊟

社外監査役 鳥 山 昌 久 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第37期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金34円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は78,021,874円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年1月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	和田山 英一 (1950年3月4日)	1975年4月 日本オリベッティ(株) (現NTTデータルウィーブ(株)) 入社 1978年8月 富士ゼロックス(株) (現富士フイルムビジネスイノベーション(株)) 入社 1985年10月 和田山コピーセンター(株) (現当社) 設立 代表取締役社長 2016年10月 当社 代表取締役会長 2016年11月 (株)ニコール 代表取締役会長 2019年11月 当社 取締役会長 2022年1月 当社 取締役会長執行役員 (現任) 2022年10月 (株)ソフツー 社外取締役 (現任)	11,500株
2	和田山 朋弥 (1982年7月26日)	2005年4月 兵庫三菱自動車販売(株) 入社 2008年3月 当社 入社 2009年10月 当社 営業主任 2010年10月 当社 取締役 2011年11月 当社 取締役常務 2014年11月 当社 取締役専務 2016年10月 当社 代表取締役社長 2016年11月 (株)ニコール 取締役 2022年1月 当社 代表取締役社長執行役員 (現任)	21,800株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	小林恒文 (1958年11月8日)	1981年4月 ㈱広研 入社 1988年9月 ㈱光エージェンシー 入社 1998年11月 国際標識㈱(現㈱ケイエムアドシステム) 入社 2000年2月 当社 入社 当社 営業部長 2002年2月 当社 取締役常務 2016年10月 当社 取締役専務 2017年3月 ㈱ニコール 取締役 2017年5月 同社 取締役社長 2022年1月 当社 取締役専務執行役員事業部門統括(現任)	900株
4	清水明 (1950年6月24日)	1975年4月 京都セラミック㈱(現京セラ㈱) 入社 2016年8月 当社 取締役財務担当 2016年10月 当社 取締役経営管理本部長 2022年1月 当社 取締役常務執行役員管理部門統括(現任)	600株
5	西端雄二 (1949年9月24日)	1973年4月 ㈱ノーリツ 入社 1997年3月 同社 取締役 2001年9月 ㈱ハーマンプロ(現㈱ハーマン) 代表取締役 2008年9月 ㈱ノーリツ 取締役常務執行役員 2009年9月 同社 代表取締役専務執行役員 2016年8月 当社 社外監査役 2018年1月 当社 社外取締役(現任)	－株
6	伊藤寛治 (1949年8月12日)	1974年4月 飛鳥建設㈱ 入社 2007年6月 同社 取締役兼執行役員 経営管理本部長 2011年4月 同社 代表取締役兼上席執行役員専務 経営管理本部長 2011年5月 同社 代表取締役社長兼上席執行役員社長 2017年6月 同社 代表取締役会長 2019年6月 同社 特別顧問 2020年1月 当社 社外取締役(現任)	－株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西端雄二及び伊藤寛治の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 西端雄二及び伊藤寛治の両氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営・企業統治の豊富な経験と実績を有しており、当社の経営に関する有用な助言・提案をいただくことで経営監督機能の一層の強化ができると期待したためであります。
4. 西端雄二及び伊藤寛治の両氏は、現在当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって西端雄二氏が5年、伊藤寛治氏が3年となります。
5. 当社は、西端雄二及び伊藤寛治の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、西端雄二及び伊藤寛治の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、保険会社との間に、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社が保険料の全額を負担して締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の13頁に記載のとおりです。各候補者の再任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新予定であります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	※ 高橋正幸 (1968年5月2日)	1991年4月 ㈱日広(現㈱アド・ニッチ)入社 1995年4月 当社入社 2016年11月 当社 江東事業所長 2018年8月 当社 経営管理部次長 2022年11月 当社 社長室室長(現任)	－株
2	の野村祥子 (戸籍名：鈴木 祥子) (1973年12月31日)	2000年4月 弁護士登録 堂島法律事務所 入所(現任) 2010年4月 近畿大学法科大学院非常勤講師 2014年4月 大阪大学大学院高等司法研究科招へい教授(現任) 2015年6月 ㈱島精機製作所 社外監査役 2016年4月 同志社大学法科大学院非常勤講師(現任) 2018年1月 ㈱神戸物産 社外取締役 当社 社外監査役(現任) 2019年6月 シノプフーズ㈱ 社外監査役(現任) 2020年6月 ㈱島精機製作所 社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年10月 京都大学大学院法学研究科非常勤講師(現任) 2022年1月 ㈱神戸物産 社外取締役(監査等委員)(現任)	－株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の株式の数
3	と り や ま ま さ ひ さ 鳥 山 昌 久 (1968年6月28日)	1996年10月 中央監査法人 (現PwC京都監査法人) 入所 2001年 4 月 公認会計士登録 2003年 7 月 (株)TFR総合研究所 入社 2008年 7 月 公認会計士鳥山事務所 (現公認会計士・税理士鳥 山事務所) 開設 所長 (現任) 2008年 8 月 税理士登録 (株)野口精機 社外監査役 2015年 6 月 JTB印刷(株) 社外監査役 2018年 1 月 当社 社外監査役 (現任) 2018年 6 月 (株)ブレイク・フィールド社 社外監査役 (現任) 2019年 4 月 (株)アクティブアンドカンパニー 社外監査役 (現任)	一 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の監査役候補者であります。
3. 高橋正幸氏を新任の監査役候補者とした理由は、当社入社以来、営業、生産、経営管理の各部署において職務に従事しており、その知識と経験を監査に活かすことが期待できるためです。
4. 野村祥子及び鳥山昌久の両氏は、社外監査役候補者であります。
5. 野村祥子及び鳥山昌久の両氏を社外監査役候補者とした理由は、会社経営に直接関与された経験はないものの、弁護士としての知識と経験、公認会計士・税理士としての知識と経験を監査に活かすことが期待できるためであります。
6. 野村祥子及び鳥山昌久の両氏は、現在、当社の社外監査役であります。両氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏ともに5年となります。
7. 当社は、野村祥子及び鳥山昌久の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、高橋正幸氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、野村祥子及び鳥山昌久の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
9. 当社は、保険会社との間に、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社が保険料の全額を負担して締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の13頁に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新予定であります。

【ご参考】第3号議案及び第4号議案承認後の経営体制（予定）

スキルマトリックス

当社の持続的成長を実現するための経営の方向性や事業戦略に照らし、当社の取締役会が意思決定機能及び監督機能を適切に果たすために、当社の取締役・監査役が有する専門性と経験および当社が期待する専門性と経験は以下のとおりです。

	氏名	性別		専門性と経験							
		男性	女性	企業経営	業界経験	営業 マーケティング	生産 商品開発	財務 会計 税務	法務 リスク マネジメント	IT デジタル	ガバナンス
取締役	和田山 英 一	○		○	○	○					○
	和田山 朋 弥	○		○	○	○	○				○
	小 林 恒 文	○		○	○	○	○				○
	清 水 明	○						○	○		○
	西 端 雄 二	○		○		○	○				○
	伊 藤 寛 治	○		○			○		○		○
監査役	高 橋 正 幸	○			○	○	○		○	○	○
	野 村 祥 子		○						○		○
	鳥 山 昌 久	○						○			○

なお、スキルマトリックスは、各人の経験等を踏まえ、より専門性を発揮できる領域を記載しているものであり、各人が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区北浜一丁目8番16号  
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム



## 交通

- 地下鉄堺筋線北浜駅下車 1B出口（地下道直結）
- 京阪本線北浜駅下車 27号出口（地下道直結）
- 地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車・京阪地下道を東へ徒歩約7分  
27号出口（地下道直結）
- 京阪中之島線なにわ橋駅（4番出口）徒歩約4分

## お願い

当社専用の駐車場はございませんので、  
お車でのご来場はご遠慮ください。